

関係各課との協議結果

【栃木県】

所管課室等	指導事項等	対応策等
地域振興課	国土利用計画法第 2 3 条第 1 項に基づく届出の要否について、壬生町総合政策課に確認してください。	壬生町総合政策課に確認いたします。
県民協働推進課	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ 30 cm×15 cm)を行ってください。	1 酒類、たばこ類は 20 歳未満の者には販売いたしません。 2 有害図書類を理解し、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等いたしません。また、陳列箇所には有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示を行います。
環境保全課	出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。	店舗開店後も静穏保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意をもって対応します。
資源循環推進課	○栃木県では令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することと	○計画店舗においては、エコマークの認定商品の取扱い拡充等、循環型社会の形成に資する取組について可能な限り検討を進めます。

	しております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○食品ロスの削減に向け、「てまえどり」の周知等、可能な限り取組みます。
交通政策課	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 ・出入口7および出入口8について左折入庫・左折出庫となるよう対策をとるようお願いします。	・オープン後、必要に応じて関係課と協議いたします。 ・左折入出庫となるよう、看板及びチラシ等にて周知いたします。

道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
道路保全課	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、栃木土木事務所と協議願います	1 今後、協議いたします。 2 宅内処理にて協議をしております。
上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画については、壬生町担当課と協議してください。	壬生町担当課と協議済みです。
都市政策課	〈景観づくり担当〉 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、壬生町都市計画課と協議してください。 （協議先：壬生町都市計画課 0282-81-1854） ・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出について、栃木土木事務所保全管理課と協議してください。 （協議先：栃木土木事務所保全管理課 0282-81-1854） 〈計画担当〉 ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、	・屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例に基づき今後、協議を実施し、許可申請を提出します。 ・協議を実施しています。 ・料金を徴収しないことから、届出の必要な路外駐車場に該当しない状況です。技術

	駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、壬生町都市計画課（駐車場法担当）に確認してください （協議先：壬生町都市計画課 0282-81-1853） ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 （協議先：壬生町都市計画課 0282-81-1853） 〈開発指導担当〉 ・意見なし。 （協議先：栃木県都市政策課開発指導担当 028-623-2466） 〈盛土安全推進班〉 ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 （協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）	的基準等については、駐車場法に則って適正に対応します。 ・駐車場については「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づく措置に努めます。 — ・関係課と協議し必要書類を提出済みです。
都市整備課	・当該地の一部は宇都宮都市計画道路事業 3・3・901 号おもちゃのまち下古山線おもちゃのまち工区の事業地内につき、現在現道拡幅の事業中であり、都市計画法第 65 条の基づく建築等の制限について栃木県栃木土木事務所整備部整備第一課（0282-23-3434）と協議して下さい。 ・なお、既設歩道橋の撤去及び新設について現在計画を策定中で	・協議を実施しています。 ・協議を実施しています。

	すので、詳細については上記同様に栃木県栃木土木事務所整備部整備第一課に確認して下さい。	
建築指導課	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第二担当（TEL：028-623-2872）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法に基づく確認申請は、民間審査機関（日本 ERI 株式会社宇都宮支店）で審査中です。 バリアフリー法についても併せて審査中です。 建築物省エネ法は、民間審査機関（日本 ERI 株式会社宇都宮支店）で審査中です。 建設リサイクル法の届出は、施工業者にて対応予定です。 着工 1 週間前までに県土整備部建築指導課に提出します。 ひとにやさしいまちづくり条例の特定施設新築等工事届出書については、県土整備部建築指導課へ今後提出予定です。
警察本部交通規制課	○令和 7 年 9 月 2 4 日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 ○出店後において右折車両の滞留を原因とした渋滞が発生した場合、滞留長の増長について道路管理者と協議をして適切な対応を行ってください。	○今後、乗入口等に変更があった際は、関係各課及び交通規制課とも再協議をさせていただきます。 ○出店後、計画施設による右折車両の滞留を原因とした渋滞が発生した場合、滞留長の増長について道路管理者と協議をさせていただきます。
経営支援課	指導事項等なし	—

【壬生町】

所管課室等	指導事項等	対応策等
都市計画課 都市計画係	・駐車場法の対象となる駐車場である場合は、本法に基づき適正に対応するとともに、本法の設置届対象路外駐車場である場合は届出等の必要な手続きを行ってください。 ・屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例に基づき、適正に対応するとともに、許可申請等の必要な手続きを行ってください。	・料金を徴収しないことから、届出の必要な路外駐車場に該当しない状況です。技術的基準等については、駐車場法に則って適正に対応します。 ・屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例に基づき今後、協議を実施し、許可申請を提出します。
建設課 管理係	・出入口4，5に関して、当該路線は通学路になっており、事故が多発している区間であるため、安全対策を検討願います。	・出入口4，5に関して通学路になっていることから安全対策に配慮いたします。
学校教育課 学校教育係	・出店計画地の近接地に睦小学校があり、同行の通学路にも係ることから、建設工事に際して工事工程及び安全確保策の事前協議の実施など特段の配慮をお願いします。	・睦小学校の通学路に係ることから安全対策に配慮いたします。
生活環境課 くらし安心係	・出店計画書のP6「2 歩行者の通行の利便の確保等」に関して、近隣に小学校があるため、登下校時はより一層の交通安全対策を求めます。	・登下校時には、交通安全対策を配慮いたします。
生活環境課 環境保全係	・廃棄物に係る法令を遵守し、減量化及びリサイクルを徹底してください。特に、容器包装や生ごみについてリサイクルに努めてください。 ・騒音の発生源となるため、計画を遵守し、廃棄物の収集運搬については、深夜・早朝は行わないでください。	・廃棄物に係る法令を遵守し、減量化及びリサイクルを徹底いたします。 ・廃棄物の収集については深夜・早朝には実施いたしません。

	・ 廃棄物に係る法令を遵守してください。また、特に、生ごみについては悪臭防止に努めてください。	・ 廃棄物に係る法令を遵守し生ごみについては悪臭防止に配慮いたします。
商工観光課 商工振興係	・ 特定計量器を取引や証明に使用する場合は、検定証印又は基準適合証印が付されているものを購入してください。また、定期検査を受検してください。 （担当：栃木県計量検定所）	・ 承知いたしました。